

議案第 6 4 号

尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正  
について

尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のように定めるものとする。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長      森                      進

(提案理由)

この案を提出するのは、都市計画区域再編に伴う名称変更のため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例（平成５年大口町条例第３１号）の一部を次のように改正する。

題名中「尾張北部都市計画」を「尾張都市計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新                                    | 旧                                      |
|--------------------------------------|----------------------------------------|
| <u>尾張都市計画</u> 大口下水道事業受益者負担<br>に関する条例 | <u>尾張北部都市計画</u> 大口下水道事業受益者<br>負担に関する条例 |